

問題1)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続であるが、この場合の「法人税等」に含まれるのは国税のみである。
- 2 税効果会計において、法人税等については一時差異に係る税金の額を適切な会計期間に配分し計上しなければならないとされ、一時差異とは、貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。
- 3 一時差異の例は、1)財務諸表上の一時差異（例；収益又は費用の帰属年度が相違する場合、資産の評価替えにより生じた評価差額が直接資本の部に計上され、かつ、課税所得の計算に含まれていない場合）、2)連結財務諸表固有の一時差異（例；資本連結に際し、子会社の資産及び負債の時価評価により評価差額が生じた場合）などがある。
- 4 税効果会計における一時差異には、当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を持つものと、当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を増額する効果を持つものとがあり、前者の例としては貸倒引当金、退職給付引当金等の引当金の損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、後者には租税特別措置法の諸準備金等を積み立てた場合などがあげられる。
- 5 税効果会計においては、一時差異等に係る税金の額は将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならないとされている。

問題2)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 負債とは、過去の取引または事象の結果として、企業が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。ここでいう義務の同等物には、法律上の義務に準じるものが含まれる。
- 2 負債の測定として、支払予定額(決済価額または将来支出額)があるが、これは負債の返済に要する将来キャッシュ・フローを単純に(割り引かずに)合計した金額をいう。一般に、支払予定額という場合、債務の契約上の元本額を指すことが多い。
- 3 支払予定額は、将来支払うべき金額を表す。支払予定額が契約などにより固定されている場合、この方法で負債を測定すれば、返済までの間、支払利息以外の損益は計上されない。他方、支払予定額が見積りによる場合、この方法によると、見積りの変更のすべてがその期の損益に計上される。
- 4 負債は流動負債に属する負債と固定負債に属する負債とに区別しなければならない。仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が一年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。
- 5 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失についても、保守主義の原則に基づき引当金を計上することができる。

問題3)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 支払配当金は、営業活動によるキャッシュ・フローまたは財務活動によるキャッシュ・フローのいずれかの区分を選択して記載することが認められているが、支払利息は、財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載しなければならない。
- 2 法人税等に係るキャッシュ・フローについては、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法による。なお、法人税等を営業活動、投資活動、財務活動の3つの区分に分けて記載することも考えられるが、実務的にこれを区分することは困難であるため、通常実務的には採用されない。
- 3 営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計で資金の余剰が生じた場合、多額の負債の返済が可能となる。多額の負債を返済した場合、財務活動によるキャッシュ・フローは大きなマイナスとなる。反対に、資金の不足が生じた場合、借入をするため、多額の借入をした場合に、財務活動によるキャッシュ・フローはプラスとなる。
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローに掲載される主要項目としては、株式の発行による収入、自己株式の取得による支出、社債の発行・償還及び借入・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローがある。
- 5 財務活動によるキャッシュ・フローを改善するには、資金調達コストの引下げと、資金調達の安定化が課題となる。高金利の借入金を返済し、社債や株式での調達にシフト、すなわち、間接金融から直接金融に移行することで、長期資金を安定的に調達する財務構造への改善を図ることが可能となる。

問題4)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 インタレスト・カバレッジ・レシオは、企業の信用力を評価するための財務指標のひとつであり、対象企業の安全性分析を行う際に用いられ、社債等の格付けを行う場合にも重視される。損益計算書を元に計算を行うが、一般的に倍率が高いほど金利負担の支払能力が高く財務的に余裕があるとされている。
- 2 インタレスト・カバレッジ・レシオは年間の事業利益（営業利益と受取利息・配当金）が金融費用（支払利息）の何倍であるかを示している。受取手形や電子記録債権の割引に係る割引料は、割引が売上債権の買取・前借りのな性格である場合が多いため、分子に含めない。
- 3 同業他社や業界平均と比して借入金依存度が低い企業の場合、支払利息額も少額となるため、インタレスト・カバレッジ・レシオが数値上は高く見えることになる。したがって、分母となる事業利益の伸び悩みの可能性など、個別事情も精査のうえ、善し悪しを判断する必要がある。
- 4 インタレスト・カバレッジ・レシオの適正值は、一般的には2倍以上であるが、計算対象企業の財政構造や事業構造の差異によって値は異なっており、値の善し悪しの判断は、業種、規模、事業年数などの要素も鑑みて、総合的に判断することが望ましい。
- 5 一般的に支払金利は本業の営業利益の範囲内で賄うべきであり、インタレスト・カバレッジ・レシオの倍率が高いほど債権者にとっては安全であると考えられる。よって、社債の格付けの際にはこの比率が有力な指標として用いられ、社債を発行する企業の視点で見ると有利子負債を拡大できるかどうか、を判断するための指標の一つとなっている。

問題5)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 会社法において株式会社は、法令で定めるところにより各事業年度に係る計算書類を作成しなければならない、とされている。この計算書類は、貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法令で定めるものをいう。また事業報告並びにこれらの附属明細書も作成しなければならないとされている。
- 2 会社法の目的の一つに株主及び債権者の保護がある。そのため、会社法においては、作成した計算書類は、株主総会のため株主に提供されなければならない他、株主・債権者（取引先・金融機関等）・親会社社員の閲覧、裁判所への提出などに利用できるとの規定がある。
- 3 金融商品取引法の目的の一つに投資家保護がある。そのため、金融商品取引法においては、投資判断に必要な経営成績や財政状態の開示の仕方が規定されている。そして、株式を公開している株式会社について継続開示規制として「有価証券報告書」、一定額以上の有価証券を発行・募集する株式会社などの大会社について発行開示規制として、「有価証券届出書」を作成して内閣総理大臣に提出することが定められている。
- 4 法人税法の目的の一つに法人に対する公平な課税があり、法人税法においてはこうした理念による規定に基づき、法人の課税所得の算定の仕方を規定している。その計算手続きは、確定した決算書をもとに税法特有の調整を行って算定することが一般的である。
- 5 財務諸表の作成に関し中小企業に関係が深い法令は会社法ならびに法人税法である。多くの中小企業は、利害関係者は限定的ではあるものの、会社法上、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならず、また一定期間の会計帳簿等の資料の保存が義務付けられていることから、会社法を念頭にいた計算書類を作成する傾向がある。

問題6)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 税務デュー・デリジェンス（DD）とは、対象会社及び取引に関する税務上のリスクを認識し、そのリスクの程度を把握するために、対象会社について実施する調査をいう。法人税、消費税、源泉所得税等が主な対象とされ、各種税目ごとに後日税務調査が実施された場合に最大何年遡って更正されるリスクがあるのか、という観点から検討することが多い。
- 2 事業再生案件において、対象会社が業績不振期に実施した無理な取引や資金調達活動に関して潜在的な税務リスクを抱えている事案が散見されており、税務DDの重要性が高まっている。加えて、再生スキームによっては多面的な税務ストラクチャリングを伴うため、税務コストの把握は重要度が高く、事業再生に精通した税務専門家の関与が不可欠である。
- 3 税務DDの対象会社において、過去に組織再編があった場合や、設備投資などに係る優遇税制を利用した場合などは、特に注意が必要となる。ただし、繰越欠損金については、貸借対照表が債務超過状態にあれば、過年度に欠損金が発生していることと因果関係があるため、欠損金の管理状況の確認を行う必要はない。
- 4 地方税・国税と同様に公租公課に含まれる社会保険料や労働保険料についても、その納付状況については、税務DDにおいて確認することが不可欠といえる。特に社会保険料については、徴収庁の督促や回収姿勢がシビアとなっており、決算時や直近月末間の未払費用の内訳と給与台帳を照合し、通常のサイトを超えた金額でない（延滞がない）かを確認する必要がある。
- 5 国税庁は令和7年1月から申告書等の控への收受日付印の押なつを廃止した。このため、税務申告を書面提出で行った場合、提出者の税務申告書控による真贋確認は困難であるが、当面の間の経過措置として、申告書の提出窓口で交付する所定の「リーフレット」に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者に渡す対応を採っている。

問題7)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 財務デュー・デリジェンスでは過年度における経営成績の調査分析も行う。そのうち、重要な調査分析項目に、販売費及び一般管理費の対売上高比率分析がある。この分析では、販売業務及び管理業務の効率性をはかることが出来、一般的にこの比率が低いほど効率が良いことを示している。
- 2 一般に、販売費は販売手数料、広告宣伝費、販売促進費などを含み、売上高の推移に関連が見られることが多い費用である。一方、一般管理費は、リース料、保険料、租税公課などを含み、売上高の推移に関わらず、固定的な費用となっていることが多い。
- 3 販売費及び一般管理費の対売上高比率が過年度に比べ高くなっている場合、収益に対し、費用が相対的に増加していることを表しており、売上高の減少あるいは販売費及び一般管理費の増加のいずれかまたは両方が起こっていると考えられる。
- 4 売上高比率分析をする際は、企業の売上実現の認識基準について留意する必要がある。売上の認識基準には、商品などの出荷時点を基準とする場合や、サービスの提供時点を基準とする場合などがある。ただし、業界毎に売上の認識基準が標準化されているわけではないので、対象企業の過年度比較や同業他社との比較分析の際には留意する必要がある。
- 5 再生を要する企業が一部の事業の切り離しを検討する場合、事業別の販売費及び一般管理費の対売上高比率を確認する必要がある。このとき、費用の配賦基準によって事業成果が異なり、事業閉鎖の意思決定にも影響を与える可能性があることから、企業会計基準等に定められた適切な配賦基準を採用しているかどうかについても確認すべきである。

問題8)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 財務デュー・デリジェンス（DD）の重要な検証項目の一つに負債項目がある。この検証にあたって最も困難と思われる調査事項は、すべての負債がもれなく貸借対照表に計上されているかどうかということであり、実際に簿外債務として認識されるケースも多い。そして当該検証が必要な理由の一つは、負債の計上漏れがその分実態純資産を過大評価することにつながるからである。
- 2 財務DDにおける支払債務の調査にあたっては、シェアの特に大きい仕入先などに残高証明書を依頼してそれをエビデンスとするケースも考えられる。しかしながら実際にそこまで行うことは信用不安などの不測の事態を引き起こす可能性もあることから、最低限のシステム残高との整合性や、理論上の回転期間と実際の支払サイトの乖離等にフォーカスし検討するにとどめる事は実務上よく行われる。
- 3 負債項目における簿外債務のひとつに未払労働債務がある。財務DDにおいて当該債務が判明した場合、通常負債として認識して純資産を修正するか、報告書において偶発債務として注意喚起をするに留めるかの判断をすることになる。ただしこの判断に当たっては労働関連法規とも照らし合わせ、慎重に行う必要がある。
- 4 財務DDにおいて、一定の契約に従い継続して役務提供を受ける場合、既にそれらの役務が提供されているにもかかわらず未計上の費用が認識される事がある。このような費用が判明した場合には、通常損益計算に計上するとともに貸借対照表の負債の部に未払金として計上するべきである。
- 5 負債項目における偶発債務のひとつに保証債務がある。通常、債務保証を行っているという事実だけで直ちに負債を認識しなければならないわけではないが、保証先の信用状況が悪化し保証債務を履行する可能性が高まった場合には、そのような履行義務を負債として認識するとともに、保証人として最終的に被る損失も同時に認識する必要がある。

問題9)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 財務デュー・デリジェンス・レビューでは、清算バランスシートのレビューが行われる。清算バランスシートとは対象企業の清算を前提として作成されるものである。実態バランスシートは対象企業が継続することを前提としているのに対し、清算バランスシートは事業を停止して破産し、資産を早期に換金した場合の価値であるため、実態バランスシートの資産額より低い評価となるのが一般的である。
- 2 再生対象企業が再生手続を行う際、財産評定を求められることとなる。財産評定は原則として処分価額として評定されるものである。財産評定の結果に基づき、債権者にとっての経済合理性を考慮した上で、再生計画認可の判断が行われるため、予め財務デュー・デリジェンスの段階で、清算バランスシートと実態バランスシートのレビューを行っておくことが必要となる。
- 3 少数派の債権者にとって対象企業が清算したほうが経済合理的である場合でも、多数派の債権者の賛同により再生計画案が債権者集会で可決していれば、裁判所における再生計画認可の決定が行われることが一般的である。したがって、財務デュー・デリジェンス・レビューの際は、多数派の債権者の経済合理性に重点をおいて、対象企業の事業継続の是非を検討することとなる。
- 4 財務デュー・デリジェンスでは、清算バランスシートの作成に加えて、清算配当見込の試算も行う。清算バランスシートの資産のうち、負債の担保となっている資産及び相殺資産をそれぞれ担保権者への配当分とし、租税債権や労働債権などの優先債権に相当する資産などを控除した後、残りの資産があれば、無担保債権分の配当率を求め、最終的な清算配当見込額を試算する。
- 5 事業再生計画の作成に当り、金融機関に債権放棄やD E Sなどの支援を要請する場合は、清算配当見込なども踏まえ、金融機関にとって経済合理性があるかどうかという観点から検討する必要がある。

問題10)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 経常運転資金（正味営業運転資金）とは、会社を運営していくために必要となる資金である。原材料や商品の仕入費用、外注費のように、売上規模に応じて変動する費用に加え、人件費や地代家賃など売上に関わらず支出が必要な費用の双方が経常運転資金に含まれている。
- 2 増加運転資金とは、事業を拡大する過程において必要となる運転資金である。通常の商取引では売上高計上の時点では売掛金となり、売掛金が回収されて実際に入金されるまでタイムラグがあるが、売上増加時には売上に随伴する費用も増加するため、売掛の回収までつなぐ資金が必要となる。この資金が賄えない場合、最悪「黒字倒産」の憂き目に遭うことになる。
- 3 減少運転資金とは、事業を縮小する過程において必要となる資金である。事業の悪化、つまり売上の減少が起きた際に、売上減少前の仕入費用・人件費・業務委託費などの支払が残存していたり、店舗閉鎖などリストラを実施するための費用が発生したりする。
- 4 在庫管理は、運転資金管理の要諦といえる。再生過程の企業においては、売上高や利益を実際より多く見せかけるため、実態のない在庫を計上する粉飾が行われている例も多い。よって、資金繰り改善のためには、処分が容易な在庫品は急ぎ換価すべきだが、在庫処分は貸借対照表も痛める作用があり、貸借対照表が著しく傷むならば、在庫処分はすべきでない。
- 5 キャッシュ・コンバージョン・サイクル（CCC）は、仕入債務を支払ったのちに売上債権の回収までの所要日数を示す財務指標である。小売業や製造業など在庫を多く抱える業種では非常に重要視される指標である。運転資金は「金額」を測る指標であることに対して、CCCは「期間」を測る指標である点が異なっている。

問題11)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 近年、ビジネスのグローバル化の進展により、中小企業にも海外との輸出取引の機会も増えてきた。輸出取引の開始にあたっては、常に相手国のカントリーリスクや取引先の信用リスクを念頭に置き、代金回収が確実にできるよう考慮すべきである。輸出取引のプロセスは、対象先の情報収集・営業活動からはじまり、代金回収条件、実際の輸出貨物の船積・積出等多岐にわたるが、最終目的の代金回収を円滑に行なうために、各プロセスでリスクを排除する工夫が必要となる。
- 2 輸出取引における代金の回収条件に「代金の前受」がある。全額前受（T/T送金等）による場合には、回収リスクはないが、取引通貨の如何にかかわらず為替差損が発生するリスクがあるので注意が必要である。特に相場の変動が激しい場合は売買の利益がなくなる可能性もあるため、予めリスクの回避策を講じておく必要があり、そのための方法には為替予約等がある。
- 3 輸出取引における代金の回収条件に「銀行発行信用状取引」がある。一般に国際商業会議所（I C C）制定の信用状統一規則に準拠した信用状での取引では、発行銀行の支払確約があるので書類が信用状条件を充足する限り代金回収の確度は非常に高い。ただし、開発途上国などでは発行銀行の信用不安等もあり得るので注意が必要である。
- 4 輸出取引における代金の回収条件に「信用状なしD/P・D/A手形取引」がある。これは信用状を開発する費用や手間を避けたい輸入者が、代金取立手形の支払渡条件（D/P）または代金取立手形の引受渡条件（D/A）で行う。ただし、手形期日における不払もあり得るので、買取銀行を被保険者とする貿易保険の「輸出手形保険」を付保することも選択肢の一つである。
- 5 輸出取引における代金の回収条件に「代金の後受」がある。これは商品発送後、輸入者から代金の支払を受けるものであり、相対的に回収リスクは高いといえる。従って信用が確認されている企業以外は原則避けるべきであるが、リスク軽減の対策として取引銀行に信用状の一種であるスタンバイ信用状の開設を依頼する方法もある。

問題12)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 信用格付とは一般に格付会社によりなされる信用リスクに関する意見のことであり、事業会社や政府、地方自治体などの発行体の金銭債務を期日通りに全額履行する能力と意思についてや社債や地方債などの個別債務の信用力と、こうした債務が不履行となる相対的な可能性に関する意見などを示している。
- 2 信用格付は、格付け分析の一環として現在や過去の情報を評価し、可能な限り将来にわたって出来事の影響力を評価する。ただし、その客観性を確保するために景気循環などの対象会社に固有でない外部要因を指標として織り込むことは、業界の自主規制により禁止されていることが多い。
- 3 信用格付には、一般的に格付会社のアナリストによる分析や数理モデルを使った分析等を使ってなされる。またアナリストは公開されたレポートや発行体の経営陣へのインタビューや議論から情報を収集し、事業体の財務状況や業績、経営方針、リスク管理戦略などの評価に活用することもある。
- 4 信用格付においては、事業会社の場合、主要な業績指標、規制および地政学的な影響、経営とコーポレート・ガバナンス、競争力など、多くの財務および非財務的要素をリスク要因として考慮する。
- 5 信用格付けが変更される可能性がある場合、格付会社は当該格付に対するアウトルックを公表することがある。その内容は格付が上または下に変更される可能性のほか、安定的であるか、または変動可能性が大きいかについても言及することがある。

問題13)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 一般に、債権者である企業が取引先等を整理もしくは再建するために債権放棄等をした場合の税務上の取扱いについては、法人税基本通達において合理的な再建計画に基づく債権放棄等による損失であれば、当該債権者の債権は税務上損金算入される旨が明らかにされている。
- 2 公正な債権者調整プロセスとして中小企業活性化協議会（活性協）による調整がある。活性協は法令に基づき、都道府県ごとに中小企業の経営改善や事業再生等の業務を行う者として認定を受けた認定経営革新等支援機関である商工会議所等が設置主体となって運営している。
- 3 活性協による金融機関調整プロセスは、1) 自社の事業再生に向けて最大限の自助努力を盛り込んだ「事業計画（再生計画）」の作成および取引金融機関への説明 2) 当該「事業計画」および「金融支援策」に対する取引金融機関との合意形成 3) 「事業計画」および「金融支援案」成立後のモニタリング実施といったフローが一般的である。
- 4 公正な債権者調整プロセスとして地域経済活性化支援機構（REVIC）による調整がある。REVICは前身の企業再生支援機構を改組する形で設立され、具体的な業務としては、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者等の事業再生支援や、経営者保証付き債権の買取りを通じた再チャレンジ支援等があり、これらの業務を通じて地域経済の活性化を図っている。
- 5 公正な債権者調整プロセスとして民事再生法又は会社更生法に規定する手続がある。一般的に、民事再生法に基づく再生計画や会社更生法に基づく更生計画は、すべての再生債権（又は更生債権）について一定の債権放棄を受ける内容となっているが、売掛債権等を毀損させない取り決めも可能である。ただし債権者平等の原則に反することから、金融機関等の大口債権者の事前の同意が必要となる。

問題14)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 DCF法とは、事業価値算出の際に、企業が将来獲得するキャッシュ・フローを源泉とする算出方法で、その算出における要素は、フリーキャッシュフローと資本コストがポイントになっている。
- 2 DCF法によるフリーキャッシュフローとは、企業が資金の提供者である金融機関や、社債権者のような負債の提供者、及び株主である資本の提供者に対して自由に分配できるキャッシュともいえ、必ずしも統一された計算式があるわけではない。
- 3 フリーキャッシュフローのほかに事業価値を求める指標となるものにEVAがある。これは企業が事業により獲得した利益から、資本提供者である債権者や投資家が要求するコストを差し引き、税金を支払った後に残る利益を指す概念である。
- 4 DCF法に使用する資本コストとは、有利子負債(Debt)と株式(Equity)の2つの方法で行われている資金調達に対するリターンをさし、これは原則的に長期国債、政府機関債、優良社債の利回等を基準に決定している。
- 5 DCF法においては将来のキャッシュ・フロー、すなわち企業業績を予測することが重要であり、先行きになればなるほど不確実性が高まる。従ってある年限を超えた部分については残存価値を求め、この値を資本コストで割り引くことで算出する。

問題15)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 代表的な事業価値評価手法の1つに類似会社比較法があり、これはマーケットアプローチの一種である。この方法により事業価値評価を行う場合、一般的に 1) 類似企業の選定、2) 類似企業のデータ収集、 3) 比較指標の選定、4) 評価倍率の算出、5) 事業価値決定、というプロセスにより行うことが多い。
- 2 類似企業の選定にあたっては、業種・サービスの種類などの定性的な要因および財務指標の類似性などの定量的な要因から複数社を選定する。ただしベンチャー企業等で類似性の乏しいビジネスモデルや商品・技術を有する企業の場合、類似企業の選定が困難なケースもありうる。
- 3 類似企業比較法で使われる財務項目の一つに売上高があり、企業が有している価値で除して求められる株価売上高倍率(P S R)の形で利用される。P S Rは売上高が出ているものの利益が出ていない赤字状態の企業を知ることができる指標としても有益である。
- 4 類似企業比較法で使われる財務項目の一つにE B I T D Aがある。E B I T D Aは、税率や減価償却費等が国によって異なることが多いため、これらの要素が評価額算出に影響を及ぼしてしまわないよう事前に除いておくことができ、これにより、類似企業比較法の際に類似企業と評価対象企業の純粋な利益の比較に近づけることができる。
- 5 その他類似会社比較法で使われる財務項目に「純利益」や「純資産」があり、前者は一株当たりの純利益に対して、実際の株価が何倍であるのかを表す指標であるP E R、後者は一株当たりの純資産に対して実際の株価が何倍であるのかを示す指標であるP B Rとして利用される。

問題16)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 セール・アンド・リースバックは、事業用設備の流動化スキームであり、不動産の原所有者が継続して譲渡不動産を使用する形をとるため、リスク自体が本業のリスクと同等であることや、技術的な優位性に関わる機密情報を含む部分を外に出すことが難しいことが特徴として挙げられる。
- 2 セール・アンド・リースバック取引は、売買契約とリース契約が一体の取引であるため、売却すると同時にリースすることができ、機械設備を休ませることもなく従来どおり継続使用しながら、資金を調達することが出来る。
- 3 当該セールス・アンド・リースバック取引が会計基準上のいわゆるファイナンス・リースに該当するかどうかは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引であり、かつ借手が当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができかつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引である必要がある。
- 4 当該セールス・アンド・リースバック取引が会計基準上のいわゆるファイナンス・リースに該当するかどうかの判定において、経済的耐用年数については、リースバック時におけるリース物件の性能、規格、陳腐化の状況等を考慮して見積った経済的使用可能予測期間を用いるとともに、当該リース物件の見積現金購入価額については、法定売却価額を用いる。
- 5 セール・アンド・リースバック取引におけるリース取引がいわゆるファイナンス・リース取引に該当する場合、借手は、リースの対象となる物件の売却に伴う損益を長期前払費用又は長期前受収益等として繰延処理し、リース資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する。

問題17)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 「第二会社方式」とは、財務状況が悪化している企業から収益性の高い事業のみを会社分割や事業譲渡などの企業再編により切り離したうえで、他の事業者（第二会社）に承継させ、不採算事業は旧会社に残した状態で特別清算等により旧会社とともに消滅させる事業再生手法のひとつである。
- 2 第二会社方式のスキームに事業譲渡と会社分割がある。事業譲渡の場合譲渡時に消費税が生じるが、会社分割の場合にはこれが生じず、必ず税制上適格と認定されることから、税務上は会社分割のほうが有利と言われている。
- 3 第二会社方式を活用すれば、旧会社は事業譲渡等に伴う資産の譲渡損を出すことで債務免除益を相殺するための損金を作ることが出来、また旧会社を特別清算する場合には、期限切れ欠損金を利用することができるので、債務免除益課税は事実上問題とならないなど、債務免除にかかわる税務上のハードルが下がるメリットがある。
- 4 第二会社方式であれば、債権者としても裁判所の関与する特別清算手続の中で債務免除するのであればモラルハザードやレピュテーションリスクへの対応が出来るほか、寄付金課税になるリスクが小さくなるというメリットがある。また第二会社方式であれば旧会社は清算されるので、株主責任の明確化が図れる点もメリットの一つと言える。
- 5 第二会社方式では、法的には新会社が事業を開始することとなるため、営業上の許認可を再取得する必要がある場合には取得のための手続きにコストや時間を要するため事業の継続性に問題が生じるほか、新会社での事業を進める中で、不動産などの資産を移転する必要がある場合に、不動産取得税や登録免許税などの移転コストが新に発生する等のデメリットがある。

問題18)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 確定申告書を提出する法人の各事業年度開始の日前一定年度以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入される。ただしその繰越期間には一定の年限がある。
- 2 欠損金の繰越控除をする法人は、欠損金額が生じた事業年度において青色申告である確定申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について連続して青色申告である確定申告書を提出している法人である。ただし欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出していても、その後の事業年度について提出した確定申告書が白色申告書であった場合には繰越控除の規定は適用されない。
- 3 青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求できる。
- 4 この法人税額の還付請求は、解散、事業の全部の譲渡、会社更生法等の規定による更生手続の開始など一定の事実が生じた場合で、解散等の事実が生じた日前1年以内に終了した事業年度又は解散等の事実が生じた日の属する事業年度において生じた欠損金額に対しても適用が認められる。
- 5 繰越控除される欠損金額は、各事業年度開始の日前一定年限以内に開始した事業年度において生じた欠損金額である。ただし、この欠損金額からは、この繰越控除の規定の適用を受けようとする事業年度前の各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入された欠損金額及び欠損金の繰戻しによる還付の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれる。

問題19)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 中小企業の事業再生等に関するガイドラインは、令和4年4月に制定された。本ガイドラインは第一部から第三部に分かれているが、第一部では中小企業者の「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」、各々の段階において、中小企業者、金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化し、中小企業者の事業再生等に関する基本的な考え方を示している。
- 2 本ガイドラインの第二部では、経営者保証に関するガイドラインの活用等を通じて、中小企業者と金融機関の間における継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化、中小企業金融の円滑化及び中小企業者のライフステージ（創業、成長・発展、事業再構築、早期の事業再生や事業清算への着手、円滑な事業承継、新たな事業の開始等をいう。）における中小企業者の取組み意欲の増進を図り、中小企業者の活力が一層引き出されるよう、法的拘束力はないものの、債務者である中小企業者、債権者である金融機関等及びその他の利害関係人によって、本ガイドラインが自発的に尊重され遵守されるべきであることを示している。
- 3 本ガイドライン第三部を用いた私的整理手続は、第三者の支援専門家が、中立かつ公正・公平な立場で、中小企業者が策定する事業再生計画や弁済計画の相当性や経済合理性等を検証すること等を通じ、中小企業者や金融機関等による迅速かつ円滑な私的整理手続を可能とすることを目的としている。
- 4 本ガイドラインの第三部は、準則型私的整理手続という債務整理実施のための手続として独立した性質を持っているが、第二部と第三部は、中小企業者の事業再生等の実現という共通の理念を有しているゆえ、第三部の手続利用に際して、第二部の取り組み併せて行うことが、前提条件となっている。
- 5 第三部の「対象債権者」は、原則として、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証協会（代位弁済を実行し、求償権が発生している場合。保証会社を含む。）、サービサー等（銀行等からの債権の譲渡を受けているサービサー等）及び貸金業者を指し、第三部に定める手続に基づく私的整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むものとする。

問題20)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 事業承継におけるリスクのひとつに、相続発生後の経営権の分散がある。会社の経営権を安定させるためには、後継者に集中的に自社株式を承継することが望ましいが、遺産分割協議の結果やほかの相続人からの遺留分減殺の請求によって、自社株式の保有者が分散してしまうリスクがある。こうしたリスクに対処するためには、先代経営者の生前に、後継者に集中的に自社株式を譲渡するといった事前の対策が理想的といえる。
- 2 自社株式や事業用資産の生前贈与は経営者の意思で確実に実行できるが、一方で自社株式や事業用資産の生前贈与には贈与税が課税されるというデメリットがある。これに関しては、年間110万円の基礎控除がある暦年課税制度や、生前贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する相続時精算課税制度、贈与税の納税が猶予・免除される事業承継税制等の活用により、贈与税の負担軽減を図ることが可能である。
- 3 自社株式の分散を防止する方策として、経営者のほかに安定株主を導入する方法がある。安定株主が一定割合の株式を保有すると、経営者は安定株主の保有株式を合計して安定多数の議決権割合を確保でき、経営を安定化することができる。安定株主とは基本的に現経営者の経営方針に賛同し、長期間にわたって保有を継続してくれる株主のことで、安定株主の代表的なものには、役員・従業員持株会、中小企業投資育成株式会社、メイン金融機関、ヘッジファンド、取引先などがある。
- 4 事業承継での経営権の分散リスクを防止するために、種類株式を活用するケースがある。経営者の相続財産の大部分を株式が占める場合、後継者に株式を集中させると、他の相続人から遺留分の主張が行われる可能性がある。そこで、後継者には普通株式を相続させ、他の相続人には無議決権株式を相続させることで、遺留分減殺請求による株式（議決権）分散リスクの低減を図ることができる。
- 5 事業承継において利用される手法の一つに信託がある。信託は信託契約の定め方によって自由な設計が可能なので、事業承継に対する経営者の意思、希望をその死後も反映させることができる。特に「遺言代用信託」は、経営者が死亡した場合の株式の承継について定めることができるので、遺言と同様の効果が得られる。